

「スポーツランドみやざき応援隊」隊員募集要領

宮崎県商工観光労働部スポーツランド推進室

本県は、プロ野球やJリーグのキャンプ地として多くの方々に親しまれていますが、ゴールデンスポーツイヤーが到来し、国内外の代表合宿や、大規模国際大会の数も年々増加しているため、スポーツ合宿・大会の受入体制の更なる拡充が必要とされています。

このため、県内で実施されるスポーツ合宿・大会の運営支援活動を行う「スポーツランドみやざき応援隊」を組織し、県民の皆様にスポーツ合宿・大会を支えていただくことで、オール宮崎での受入体制をより強化し、「スポーツランドみやざき」の更なる発展を目指します。

1 募集条件

次の条件をすべて満たす個人とします。

- ・ 県内で実施されるスポーツ合宿や大会の運営支援活動に興味を有すること。
- ・ 下記2「主な活動内容」に例示する活動に対応が可能であること。
- ・ 18歳以上であること。(高校生は除く。)
- ・ 宮崎県スポーツランド推進室(以下、事務局という。)と電子メールにより連絡ができること。

※ 特別な資格や技能は必要ありません。

2 主な活動内容

支援活動の内容は次に例示するものを予定しております。

ア 本県で実施されるスポーツ合宿の運営支援活動

イ 本県で実施されるスポーツ大会の運営支援活動

※ 詳細については都度メールでお知らせします。

- 〈例〉・国内外代表チーム来県時の駐車場整理、トレーニング機材の設置・撤去など
- ・ 野球大会における運営補助(ボールボーイ、スコアラーなど)
 - ・ トライアスロン大会における運営補助(給水所、コース管理など)

3 隊員登録から支援活動実施までの流れ

隊員登録の窓口、隊員への連絡は事務局が行います。

① 隊員の登録

活動を希望される方は、あらかじめ登録が必要になります。(詳細は下記7「応募方法」を御覧ください。) 隊員登録後、事務局から登録完了のメールを送信します。

また後日、隊員証を郵送します。

② 支援活動参加の申込み

必要に応じて、事務局から作業日程、活動内容等について電子メールでお知らせしますので、参加を希望する場合は事務局に連絡してください。

③ 支援活動参加隊員の決定

参加の申込みのあった隊員の中から、参加隊員を決定し、電子メールにてお知らせします。その際、集合時間、集合場所等を御案内します。

④ 保険への加入手続

事務局にて、支援活動に参加する隊員のボランティア保険の加入手続を行います。

⑤ 支援活動の実施

隊員は、支援活動の実施場所に各自集合し、現地で、事務局から活動に係る説明を受けます。その後実際に支援活動に従事し、活動終了後は現地解散となります。

※ 活動内容が「スポーツ大会の運営支援」の場合は、保険への加入手続や活動内容の説明等を、各大会事務局が行う場合がございます。

4 活動経費の負担

- ・ 無償の支援活動のため日当等は支給されません。
- ・ 交通費及び食費は参加者の自己負担となります。また、作業に必要な作業服、道具等が必要となる場合があります。

5 保険

支援活動に参加される隊員は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は事務局が負担します。

〈保険内容〉死亡300万円、入院3,000円/1日、通院2,000円/1日

6 募集人数及び参加条件

- ① 募集する隊員の人数制限はありません。ただし、お知らせする支援活動によっては上限人数がありますので、参加希望があっても参加できない場合がございます。
- ② 18歳以上の方。（高校生は除く。）

7 応募方法

別紙登録申込書に必要事項を記入の上、事務局まで郵送又は電子メール又はファックスにより提出して下さい。

8 個人情報の取扱い

登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）は事務局が管理し、支援活動の案内等の連絡調整等に使用し、それら以外の目的では使用しません。

また、支援活動状況等については、県広報及び県庁ホームページ等で紹介する場合があります。

9 登録の取消し

次の場合には登録を取り消すことができますものとします。

- ① 本人から登録取消の申出があったとき。
- ② 登録隊員が以下の行為を行ったと認められるとき。
 - (1) 法令に反すると認められる場合
 - (2) 公序良俗に反すると認められる場合
 - (3) 犯罪的行為を誘発すると認められる場合
 - (4) 第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合
 - (5) 第三者を誹謗中傷していると認められる場合
 - (6) 政治、宗教、営利を目的とする行為を行っているとして認められる場合
 - (7) その他、隊員として相応しくない行動を行った場合
- ③ 連絡不能となったとき。

取り消した場合は、その旨を通知します。

10 免責事項

県は、スポーツランドみやざき応援隊隊員が、その活動中に被った損害及び同隊員による故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責任を負いません。

スポーツランドみやざき応援隊に関するお問合せ先

宮崎県商工観光労働部スポーツランド推進室（事務局）

住 所：宮崎市橘通東2-10-1

電 話：0985-26-7108（直通）

FAX：0985-26-7327

メール：sportsland@pref.miyazaki.lg.jp